

週休2日工事特記仕様書【建築・建築設備工事】

本仕様書は週休2日対象工事に適用する。受注者は、次項（１）から（１０）までを実施するものとする。また、令和8年11月30日以降に公告する工事から適用する。

（１）週休2日の考え方（用語の定義）

１）週休2日

- ①完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ②週単位の週休2日とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日とし、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ③月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ④通期の週休2日とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

２）対象期間

現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場施工が完了する日（後片付け期間は含まない）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

４）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

（２）週休2日の達成基準

１）週単位の週休2日

週単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、日曜日から土曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間内の7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

２）月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上

の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば達成しているとみなす。

3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

1) 及び2) において、現場閉所（現場休息）日を土曜日及び日曜日としない場合は、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。週単位の週休2日に取り組む場合において、現場閉所（現場休息）日を変更する場合には同一の週内において変更するものとする。また、週を日曜日から土曜日までの7日間とすることで、同一の週内における現場閉所（現場休息）日の変更が困難な場合は、工事着手前に受発注者間の協議により、週の定義を決定する。

2) 及び3) における現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含むものとする。

1) から3) において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

現場閉所（現場休息）率は、以下の算定式を基に算出する。

$$\text{現場閉所（現場休息）率} = \frac{\text{（対象期間（対象月）内の休日数）}}{\text{（対象期間（対象月）内の総日数）}} \times 100$$

※現場閉所（現場休息）率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位とする。

(3) 週休2日工事の実施の記載

受注者は、総合施工計画書に週休2日工事を実施する旨を記載する。

受注者の責めに帰すことができない理由により週休2日の取組が実施困難な場合は、工事着手前に受発注者間協議を行うこととする。なお、週休2日の取組を実施しない場合は、(10) の工事成績の加点とならない。

(4) 現場閉所（現場休息）予定日の設定

1) 受注者は、現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場施工が完了する日（後片付け期間は含まない）までの期間において、週単位の週休2日が達成できるように現場閉所（現場休息）予定日を設定し、実施工程表等（自由書式）を工事着手前までに総合施工計画書と併せて監督員へ提出する。（情報通信技術の活用可）

なお、週単位の週休2日の達成が困難な場合は、監督員と協議し月単位あるいは通期の週休2日を達成できるように現場閉所（現場休息）予定日を設定することとする。

- 2) 設定にあたっては、静岡県内の公共工事において毎週土曜日を一斉休工とする“ふじ丸デー”の取組みを静岡市も賛同して実施しているため、そのことに配慮すること。また、分離発注工事においては受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）予定日を調整すること。なお、現場閉所（関連工事全体で現場を閉所）での予定日設定を基本とする。
- 3) 受注者は、工事着手前までに現場閉所（現場休息）の予定日が設定された実施工程表等を現場内に掲示して、工事関係者が休日等の予定をたてやすくなるように努めること。ただし、資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等にかかる建設工事の請負契約に該当しない関係者等については対象としない。

(5) 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工事の進捗に影響が出ないように、各工事間の調整を適切に実施する。

(6) 災害対応時等の措置

受注者は、降雨、降雪、猛暑等による予定外の現場閉所（現場休息）に伴って現場閉所（現場休息）予定日を変更する場合のほか、地元対応や関係機関からの要請、災害対応等により、やむを得ず現場閉所（現場休息）予定日を変更する場合は、予定が確定した時点で速やかに現場閉所（現場休息）予定日を再設定し、工事関係者への周知を図ること。また、再設定した実施工程表等を速やかに監督員へ提出する。（情報通信技術の活用可）

(7) 実施内容の報告

受注者は、現場閉所（現場休息）の実績について、対象期間（週毎、月毎または各始期日から28日間）と現場閉所（現場休息）の実績日を明確にし、週単位及び月単位の週休2日は翌月10日以内、通期の週休2日においては各対象期間後7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に監督員へ提出する。（情報通信技術の活用可）

なお、週単位の週休2日は、発注者から提出が求められた場合には必要な都度提出する。

(8) 工事費の積算

週休2日の実施のための積上げや労務費等の補正は行わない。

(9) 工事現場への明示

受注者は、工事現場において公衆の見やすい場所に、『本工事は、建設産業のワークライフバランスを推進する週休2日工事』である旨を明示すること。

(10) 工事成績評価

週休2日工事を実施した結果、(2)の達成基準を満たしていると確認できる場合は、工事成績の加点対象とする。

(補足)

- ・実施にあたっては、『静岡市建設工事の担い手確保・育成事業に関するQ&A』を参考にすること。
- ・上記については、市ホームページ（静岡市トップ）>しごと・産業>公共事業の技術政策>共通仕様書・ガイドライン>施工条件明示事項に関連する特記仕様書等 に掲載。

快適トイレ設置について

(1) 適用

本仕様書は、建設現場の環境改善につながる快適トイレを設置する工事に適用する。

(2) 快適トイレの仕様

①快適トイレに求める機能及び備品は下記のとおりとする。

(ア)洋式便座

(イ)便座除菌シート等の衛生用品

(ウ)水洗（簡易水洗、し尿処理装置付きも含む）

(エ)臭い逆流防止機能付き（フラPPER機能）

（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）

(オ)容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）

(カ)照明設備（電池式可）

（夜間工事や現場が暗い等の支障がなければ設置しなくても良い）

(キ)衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場の設備機能（耐荷重5kg以上）

(ク)鏡付きの洗面台

②女性専用快適トイレに求める機能及び設備は下記のとおりとする。

(ケ)上記(ア)～(ク)までの機能及び備品

(コ)男女別明確な表示

(サ)出入りの様子が見えない対応（別方向入口や目隠し等）

(シ)サニタリーボックス

(3) 受注者希望による実施

受注者は、快適トイレ設置工事に指定されていない工事においても、監督員と受注者の協議により実施することができるものとし、「工事請負契約における設計変更ガイドライン 7. 設計変更が可能なケース 3」に基づき設計変更の対象とする。

静岡市建設現場ハラスメント撲滅運動行動指針 (STOPハラスメント運動)

(1) 目 的

国土交通省は、建設現場の就業環境改善等により、女性が活躍できる建設業の実現や若者の建設業への入職を促す取り組みを実施している。この考えに鑑み、静岡市では、建設現場のパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等を撲滅し、誰もが就労しやすい環境づくりを推進している。

(2) 対象工事

静岡市が発注する建設関連工事を対象とする。

(3) 受注企業の義務

建設業の担い手確保・育成と公共工事の品質向上を念頭に置き、建設現場のコミュニケーションの向上を図り、誰もが働きやすい建設現場となるように努力する義務を負う。

(4) 実施事業

下記事業について実施し、建設現場の就労者にどういった事象がハラスメントなのかを理解させることを目標とする。また、大規模工事（請負代金額1億円以上）については、①～⑤のすべてを、それ以外の工事については①～③を実施する。

- ①ハラスメント防止活動の実施
- ②現場事務所等にポスターの掲示
- ③セルフチェック表の配布
- ④建設現場に相談窓口の設置
- ⑤受注会社に相談員を置く

(5) 対象者

静岡市が発注した建設工事現場で就労している全就労者（元請け、下請けの区別なし）

(6) 実施内容（履行必須）

①ハラスメント防止活動

月に1度程度、建設現場で実施される朝礼等を利用し、教育資料を配布し、リーフレットを朗読するなどの研修会を実施し、就労者にパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等を理解させる。

②ポスターの掲示

ハラスメント防止を目的とした啓発ポスター（※）を現場事務所や職員休憩室等に掲示する。ポスターについては市が用意した物以外を利用する事ができる。

③セルフチェック表の配布

配布対象や配布方法については自由。様式は（※）を参照のこと。

④建設現場に相談窓口の設置

相談窓口のポスター（※）を現場事務所や職員休憩室等に掲示し、相談窓口を設置すること。ポスターについては市が用意した物以外を利用する事ができる。

⑤相談員

受注会社に相談員を置き現場の相談に対応する。相談員への教育については、受注会社が厚生労働省の情報提供等を利用し実施する。

⑥実施内容の報告

受注者は、実施内容の状況を写真で撮影し、監督員へ報告するものとする。

※啓発ポスター、セルフチェック表、相談窓口のポスター等については、市ホームページ（静岡市トップ>しごと・産業>公共事業の技術政策>建設業の担い手確保・育成事業>これからの建設業をささえる人づくり事業 -静岡市担い手確保育成事業-）をご覧ください。

（7）配布資料等

①事業の効率化のために資料を加筆訂正することや代替資料を使用する事を認める。

②市が用意した資料は最低限であるので、独自に資料を作成し教育プログラムを実施することや専門家による研修等の開催なども推奨する。

（8）推奨される企業の体制作り

①推進体制の整備

ハラスメント対策を具体的に推進する組織として「防止対策委員会」のような体制を整備する。

②基本方針の明確・明文化

企業として「職場のハラスメントは許さない」という方針を企業トップのメッセージとして打ち出し、就業規則等への規定などハラスメント防止のルールを明確にさせ、その旨を建設現場にも周知させる。

③社内や建設現場の実態を把握

従業員や入職者へのアンケート調査やヒアリングなどで社内の実態を分析し、自社や建設現場のハラスメント対策の方向性や課題を把握する。

④相談・苦情処理体制の整備

ハラスメントの問題は、予防対策をしっかりと未然に防ぐことが第一であるが、発生してしまった場合の対応として相談・苦情処理体制を整備しておくこと。

⑤従業員や入職者への教育・周知・啓発

従業員だけでなく、入職者への教育・周知・啓発に心掛けること。

建設業の現場環境改善について
 <静岡市1現場1公開・イメージアップPR作戦事業>
 <静岡市女性環境整備 ポジティブアクション事業>

(1) 総括基準

- ①本仕様書は、現場環境改善に要する費用を計上している工事に適用する。現場環境改善費は建設業のイメージアップ活動に充当するものであり、地域や一般社会の建設業に対するマイナスイメージを払拭することによって、建設業の担い手確保・育成および健全な発展、さらには公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。受注工事の施工に際しては、監督員と協議して適正な現場環境改善計画を策定し実施するものとする。
- ②具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載し監督員と協議して決定するものとする。
 実施する内容は(2)技術基準によるものとする。なお、施工計画書の提出が省略できる工事においては、現場環境改善計画書(様式自由)を提出するものとする。
- ③受注者は、工事完了後、履行が確認できる資料を完成図書に添付し提出すること。
 なお、資料の様式は、次の市ホームページからダウンロードして使用すること。
 静岡市トップ>しごと・産業>公共事業の技術政策>共通仕様書・ガイドライン>施工条件明示事項に関連する特記仕様書等

(2) 技術基準

①事業内容

(ア) 静岡市1現場1公開・イメージアップPR作戦事業

建設現場の見える化などのイメージアップを実施する事で、市民生活の基盤を担う建設業の魅力をアピールし、建設業の一層の発展に寄与することを目指す事業。

(イ) 静岡市女性環境整備 ポジティブアクション事業

女性技術者・技能者が働きやすい環境を整備し、建設業で活躍する女性を増やすことで担い手確保・育成につなげる事業。

②積算根拠

(ア) 静岡市1現場1公開・イメージアップPR作戦事業

公共建築工事積算基準等資料 第3編共通費 第2章共通仮設費 2 共通仮設費の算定方法
 (1)ロ. 積み上げによる算定 (ハ) 工事施設費における「設計図書による現場環境改善費用」についての費目を計上する。

(イ) 静岡市女性環境整備 ポジティブアクション事業

公共建築工事積算基準等資料 第3編共通費 第2章共通仮設費 2 共通仮設費の算定方法
 (1)ロ. 積み上げによる算定 (ロ) 仮設建物費における「①設計図書による現場環境改善費用」についての費目を計上する。

③実施内容

(ア) 静岡市1現場1公開・イメージアップPR作戦事業

- a. デザイン工事看板（各工事PR看板など）
- b. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）
- c. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
- d. その他、仮囲いによって見えなくなってしまった建設現場を安全に公開し、建設業の魅力を伝えていく活動など

(イ) 静岡市女性環境整備

- a. 女性技術者・技能者における現場事務所の快適化（トイレ※・更衣室・シャワーなど）
- b. 女性技術者・技能者における現場休憩所の快適化
- c. その他、女性技術者・技能者の就労環境が向上する取組みなど

※トイレの快適化に関しては、「快適トイレ特記仕様書」を適用すること。